

平成二十八年財務省令第十号

金融商品取引法等に基づく課徴金等の納付手続の特例に関する省令

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第四百四十四条の規定に基づき、金融商品取引法等に基づく課徴金等の納付手続の特例に関する省令を次のように定める。

歳入徴収官又は歳入徴収官代理は、次に掲げる課徴金等（課徴金又は延滞金をいう。以下同じ。）については、別紙書式の納付書によりこれを納付させるものとする。

- 一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで又は第十項から第十七項までの決定（同法第八十五条の八第六項又は第七項の規定による変更後のものを含む。）により課徴金を納付することを命ぜられた者が同法の規定により納付する課徴金等
- 二 公認会計士法（昭和二十三年法律第三号）第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定により課徴金を納付することを命ぜられた者が同法の規定により納付する課徴金等
- 三 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三十四号）第八条第一項の命令により課徴金を納付することを命ぜられた者が同法の規定により納付する課徴金等
- 四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第七十五条の五の二第一項の命令により課徴金を納付することを命ぜられた者が同法の規定により納付する課徴金等

附 則

- 1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 次に掲げる省令は、廃止する。
 - 一 金融商品取引法に基づく課徴金等の納付手続の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五十号）
 - 二 公認会計士法に基づく課徴金等の納付手続の特例に関する省令（平成二十年財務省令第十三号）

附 則（令和二年一二月四日財務省令第七三号）

（施行期日）

- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第二十条及び第三十六条の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和三年七月五日財務省令第五四号）

（施行期日）

- 1 この省令は、令和三年八月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

別紙書式

別紙書式
(第1片)

納付書・領収証書 (国庫金)		第 号
住所	年度	一般会計
	取扱庁名	主管 (番号)
氏名 殿	納付目的	
	納付金額	千 百 十 万 千 百 十 円
(注意) 1 金額欄の数字は、訂正しないでください。 2 この納付書は、3枚1組となっていますから、3枚とも納付場所に提出してください。	納付期限	年 月 日 上記の金額を領収しました。
	納付場所	日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店 領収年月日及び領収者名
	現金納付 〔有価証券又は収入印紙による納付はできません。〕	
	原票番号又は	年 号
	処理簿番号	

(第2片)

領収控 (国庫金)		第 号
住所	年度	一般会計
	取扱庁名	主管 (番号)
氏名 殿	納付金額	千 百 十 万 千 百 十 円
	納付期限	年 月 日 上記の金額を領収しました。
	納付場所	日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店 領収年月日及び領収者名

(第3片)

領収済通知書 (国庫金)		第 号
住所	年度	一般会計
	取扱庁名	主管 (番号)
氏名 殿	納付目的	
	納付金額	千 百 十 万 千 百 十 円
あて先 (歳入徴収官、歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地)	納付期限	年 月 日 上記の金額を領収しました。
	納付場所	日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店 領収年月日及び領収者名
	原票番号又は	年 号
	処理簿番号	

備考

- 1 用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11センチメートル、横21センチメートルとし3枚複写式とする。
- 2 住所氏名欄は、左端から2センチメートル、上端から0.9センチメートルを超える部分に縦4.5センチメートル、横9センチメートルの大きさで致れること。
- 3 取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）第86条の2の規定又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第4項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を記入すること。